

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う会議室の使用休止、イベントの中止について

2021年3月5日の緊急事態宣言発令の延長を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおりの取扱いとします。

- 1 3月21日(日)まで会議室の使用を休止します。
- 2 3月21日(日)まで多目的ホール及び会議室を使用して実施するイベントを中止します。
- 3 3月9日(火)から多目的ホール、郷土資料展示室及び広場の使用を再開します。(ただし、イベントを除く)

なお、すでに上記の会議室の使用休止又はイベント中止の該当期間中にお申込みいただいている方には、順次お知らせします。

緊急事態宣言の解除が早まる場合や再延長の場合は、休止期間等の変更もありますので、随時、情報を更新いたします。

以 上